

漢語「不合」の語史について

山内洋一郎

目次

- 一、はじめに
- 二、説話集の「不合」
- 三、古記録の「不合」
- 四、平安時代和文の「不合」
- 五、「不合」の語源と日中語史

一、はじめに

いまはむかし、たかたゞといひける、ゑちぜむのかみのときに、いみじくふかうなりけるさぶらひの、よるひるまめなるが、ふゆなれど、かたびら一をなむきたりける。

古本説話集 卷上「高忠侍事 第四十」

『古本説話集』本文を世に紹介された川口久雄博士は、岩波文庫（一九五五）脚注で黒川本『色葉字類抄』の「不合」などを注記し、『日本古典全書』（一九六七）では本文を「不合なりける」と定められた。『古本説話集総索引』の油印版（一九五八）よりこれに従っていたが、「不合」が時代語としてはふさわしいと思いつゝ、この語の実態について深く考

察をしたのではなかった。

以後、折々考えるうちに、貧しい意の「不合」は和製漢語であり、院政鎌倉時代語の性格を良く示している語であると思うに至った。そこで、「不合」について詳しく考えを述べることにする。

二、説話集の「不合」

『古本説話集』には「高忠侍事」の二例を含んで、全五例の「不合」がある。同話を持つ説話集の文を対照してみよう。

1、極テ 身貧ナリケル 侍 ノ夜ル 昼ル 勤ニ 被仕ケル 有ケリ

今昔物語集、卷十九、十三語

いみじくふかうなりけるさぶらひのよるひるまめなるが

古本説話集、卷上、第四十

いみじく不幸 なりける侍 の夜 昼 まめなるが

宇治拾遺物語、下巻、一四八

2、 身ノ 貧サハ 年ヲ 経テ 増ル

としまかりおひぬ、身のふかうとしをゝいてまさる

今昔、十九ノ十三

年 罷 老 ぬ、身の不幸 としをゝいてまさる

古本、上ノ四十

3、むまのくさなどだになからんこそ心うけれ。あまりかくふかうなるこそ心にくゝはおもふまじけれど

宇治 下ノ一四八

4、初 八家 貧クシテ、物食フ事 極テ 難カリケルニ、

もとはいとふかうにて、あやしきものにてぞ有ける、

古本、卷下、田舎人女子蒙観音利生事、第五十四
今昔、十九ノ四十七

古本、卷下、伊良縁野世恒給毗沙門下文鬼神田与給物事、第五十九
5、河内國にいみじうふかうなる女の、しれる人もなく、たゞひとりありけり、

古本、卷下、観音替信女殖田事、第六十七

『古本』の「ふかふ」は『今昔』の「貧シ」、『宇治』の「不幸」とほぼ同義で、「不幸」を「ふかう」と表記したものと
かと思わせる。しかし、川口博士は「不幸をあてるべきでない」（『古典全書』頭注）と強調された。『今昔物語集』に「不
合」が十例もあり、その意義、用法が『古本説話集』の「ふかふ」と同じなのである。その挙例の前に古辞書で意義を
確めたい。

不幸^{人事部} 沈倫分 不運^同 フツン ； 不堪^{下賤部} 貧賤分 不合^同

黒川本 色素字類抄中

「不幸」は沈倫、「不合」は貧賤に分類されていた。両者は中心義を異にしていた。『宇治拾遺物語』の「不幸」表記に
ついては後に触れる。

『今昔物語集』に「不合」が十例存する。

- 6、陸奥ノ守、源頼清ノ朝臣ト云ラ人、左近ノ大夫トテ極テ不合ニテ有ケル時ニ、
今昔、十二ノ三十六
- 7、此ノ佛師ニ何ナル祿ヲ与ヘムト思フニ、身不合ニシテ可与キ物无シ。
今昔、十六ノ五
- 8、領シケル田畠モ人ニ皆押取ナドシテ、知ル所モ无カリケレバ、不合ニ成ル事、日ヲ経テ増ル。
今昔、十六ノ八
- 9、山籠ノ間モ常ニ申シ可通シ、亦、不合ニ御セム程ノ事ハ訪ヒ聞エム
今昔、十七ノ三十三
- 10、亦、此ク不合ナルヲモ、此ノ人ノ養ハムニ懸リテ、世ニ可有キニモ有ラム思テ
今昔、十七ノ三十三
- 11、東ヨリモ極ク不合ニテ上タリケレバ、待受ケム妻子ノ為ニモ恥カシク思ケルニ、此物共ヲ得タレバ、
今昔、二十六ノ十八
- 12、侍、年来棲ケル妻ノ有ケルガ、不合ハ難堪カリケレドモ、年モ若ク形ヲ有様モ宜ク、心様ナドモ勞カリケレバ、身ノ貧サヲモ不顧ズ
今昔、二十六ノ十八

漢語「不合」の語史について

シテ、

今昔、二十七ノ二十四

13、供奉ト云テ、西塔ニ有ケル時ニ：山ノ不合ノ事ナド常ニ訪ケレバ、

今昔、二十八ノ七

14、己等ハ不合ノ身ニモ不候ハズ、四十餘町ハ名ニ負ヒ侍リ、

今昔、二十九ノ十七

15、侍ニハ落ラシタル尊ノ子共ノ為方无ク不合ナルヲ語ヒ将来テ、様々ニ装ゾカシテ仕ハセケリ。

今昔、三十一ノ五

『宇治拾遺物語』には仮名書「ふかう」がなく、「不幸」が三例見える。例1・2に既に掲げたのは「貧」の意を含んでいた。

16、上人の云やう、それはともあれ、いかゞ三世如来の御首に冠をば着給。不幸にたへずして、加様の事し給はゞ、堂作らん料に勸進しあつめたる物共を汝に与へん。

下巻、一四〇

僧体で陰陽師の人が祓をするのを見た内記上人の言葉である。泣いて諫め、不幸の余りに仏道に背く行いをするのなると、勸進して得た金品を与えたのである。「不幸」は貧窮の意であるので、「不合」とあるべきであろう。『宇治拾遺物語』の「不幸」三例とも貧窮の意であるのは、「不合」が変質したのであろうか、それとも、成立時の表記でなく、書承の間に、表記のみ「不幸」となったのであろうか。『宇治拾遺物語』成立時から「不幸」が貧窮を中心義としたとは考え難い。

三、古記録の「不合」

「不合」について早く指摘されたのは、佐藤喜代治博士『日本文学史の研究』（一九六六）に所収の、III作品研究、第二章「御堂関白記の文章」である。

そこでは『御堂関白記』を『漢文を基調しながら、和文的要素が比較的著しい』と把握し、その中の漢字表記に和語的要素を探り、漢語に日本の変質を鋭く嗅ぎとり、摘出してゐる。その一つが「不合」である。「合期」を論じた後に「不

合」へと移り、三例挙げてゐる。

10、右衛門督不合由云云。仍絹三十疋。米百石及。(寛弘四年正月六日)

11、以_レ戌時_一。行幸。從_二早朝_一雨降甚。御装束了。依_レ雨。大_レ不合也。参内。御出間。深雨。雖_レ然依_二無事_一也。殿上女方有_レ饗。(長和四年十一月十九日)

12、褰_レ帳内内示仰。故章明親王女子。伯秀頼王女子等。申_二不合由_一。仍從_二家_一。各賜_二絹百疋_一。米百石。(長和五年正月十四日)

そして、「不合」といふ語は「不運」「不仕合はせ」といふ意味、という。『御堂関白記』には他に例があり、前後の文脈を読み加えれば事情の分かることがある。10の右衛門督は前日焼亡に遭い、「一物不取」という状態で、叙位の議に参列できなかった。不幸であると共に、経済的にも大打撃を受けた。12は「不合」であると知り、道長は「絹百疋・米百石」をそれぞれに贈った。11は大雨による参内の困難をいう。ここには経済上の困難はない。

「不合」が何かと合致しないことを示すのは、本義の一部である。

13、伊勢使王申障不参、仍召不合卜、内膳正方隆王、参入申觸穢由(長和元年十二月十九日)

必要な、或いは予定されたことが、その通りでない例がある。

14、前度造営各不作合、仍此度尤不合歟(長和五年二月廿六日)

15、事了還来、皇后宮・東宮使不立、稱觸穢、是不合云々、(寛仁元年四月十七日)

16、去御調度行事藏人業敏奉仕、今日不合、其奇者也、(長和元年十月十二日)

17、定御八講難事、請僧等、僧十四人、其料米依_レ不合、渡從宮百五十石請僧々房、可然舊臣定可奉由了、(長和二年六月十四日)

小野宮実資の『小右記』も「不合」例が多い。東京大学史料編纂所『平安時代フルテキストデータベース』により、

『大日本古記録』で前後の文脈を見る。

18、先令卜、伊勢齋王、二度不合、至于二(二三)度合也、令卜賀茂齋王、一度合也、
(長和五年二月一九日)

19、卜三人、一人不合、二人丙合、不合不開、令開二人、致孝王、孝資王乍二人丙合、
(長和五年一月三十日)

右の「不合」は「合わない」の意で、熟合した名詞ではない。「合」が動詞であろうと思われる例は他にも多い。

20、是東大寺返抄事、仁謹法師所進返抄印、相合寺守上政所印、早可返給件返抄二枚、神叡法師甚小、不合三箇所印、
所謂上・下政所、并造印等印也。
(長元四年三月十二日)

21、木契之趣、又有片々不合者、
(寛弘二年十一月十七日)

心の諸否に用いる「不合」もある。

22、列御座間、敬屈懸膝長押、源從長押下膝行、而進退不合成、亦有前跡、仍用懸膝於長押之儀、膝行奉之、令取給、
(治安元年十一月九日)

23、実康・資頼従者從途中罷歸、於春華門陣邊欲強姦下女、々不合成、以小刀髡髮、突切手。
(万寿四年八月四日)

「不合」の次に「合」の対象が示されるのが、動詞の用法であるが、省略され、或いは「不合」のみで、情況に合わない意味に用いられる例もまた多い。

24、次官仲光朝臣乗物不合、不参入、在平野云々。
(永祚元年六月七日)

25、亦左中弁経通同觸穢、不可出立金吾御共、仍忽有可出之経營、万事不合云々、
(長和四年八月二日)

26、今日可詣闕白競馬所、当一説、但方不合、從昨於毘沙門御所令致祈禱、
(治安二年五月廿六日)

24は乗物が何かの事情で用意できず、松尾神社参拜の実資の供ができなかったこと、25は觸穢、26は方角の禁忌、このように情況が推測されるものがある。身体健康のばあいもある。

27、詣禪室、弔申入道馬頭事、以権弁章信達消息、起居不合、不能相逢者、所被示事多々、兩三度往反、

(万寿四年五月廿一日)

28、父承輔老邁殊甚、起居不合、無心婦唐、去年所罷留也、母又日本高年之老嫗、夫婦共以老衰、

(万寿四年八月卅日)

この中で生活上の損害、困難をいう例がある。

29、従昨日雨脚不止、若及累日、民愁苦、飢饉弥倍歎、去年有風水損、今年不合者何為、

(長元二年八月六日)

このように『小右記』には多数の「不合」を見る。そして、下に対象物を伴う動詞として原義を見せるものから、省略されてはいても対象が具体的に想定できるものまであり、具体的対象物から抽象的心理的对象もある。そして「不合」が一語として独立する様相を見ることができるといえる。

『御堂関白記』『小右記』に「不合」の種々の様相を我々は見てきた。院政鎌倉時代の古文書古記録の類には、精査すれば、「不合」が見出されるであろう。

更に漢語「不合」の通時相、共時相へと関心が払がってゆく。

四、平安時代和文の「不合」

佐藤喜代治博士は、『御堂関白記』から三例、『今昔物語集』から四例の「不合」を示された後に、左の文がある。長文になるが、必要な用例を含み、適確な記述と思われるので、そのまま引用する。

この「不合」は平安時代にも用いた例があると考へられる。「宇津保物語」に、

その宮仕へもふがうにては難げになんあめる。(田鶴の村鳥)

とあるのがその例と思はれる。また、「源氏物語」に、

漢語「不合」の語史について

かしこき人は思ひおき、かかる報いもがなと思ふことこそは物せられけめ。さ思はるるわが身のふかうなるにこそはあらめ。(真木柱)

とある「ふかう」も諸註に「不幸」の意に解してゐるが、むしろ「不合」とすべきではなからうか。「大鏡」にも、

もとのうへ御かたちもいと美しく、人の程もやんごとなくおはしまししかど、不合におはすとて、かかる今北方をまうけて、さり給ひにしぞかし。(巻五)

といふ例があり、また、

世継が若う侍りし時、このことのせめてあはれに悲しく侍りしかば、大学の衆どものなまふがうにいますかりしを関ひたづね語らひとりて、さるべき餌袋破子わぢごやうのもの調じて、うち具してまかりつつ、習ひ取りて侍りしかど、(巻

二)

とある「なまふがう」も「生不合」の意と思はれる。仮名で「ふかう」とあるのは、「不幸」といふ語かとも考へられるが、「御堂関白記」にはいづれも「不合」とあるばかりでなく、三巻本「色葉字類抄」にも、「不合」を下賤部貧賤分の語として、「不幸」とは別にあげてゐることによつても、もともと「不合」といふ語であつたと考へられる。また「不合」はたいてい境遇が悪いこと、自分の賤しいことについて言ふので、単に「不幸」といふのとは意味が異なるやうである。なほまた、前にあげた仮名文の例を通じて見ると、いづれも男子が用ゐてゐる場合で、これも男子の日常語であつたと思はれる。

以上の論述には全面的に従うべきものと考ええる。近時の諸書の校訂に「不合」を採らないものを見るのは残念である。『源氏物語』の例では、「不幸」と古注釈(『一葉抄』など)にあるのが影響してゐるであらう。

五、「不合」の語源と日中語史

「不合」は平安時代の漢文体古記録に見える語であつた。溯れば、一語としての熟合度が薄くなる。奈良時代の文章にもその萌芽が見える。

若能知_レ罪者、免_二其罪_一。……亦其位子、准_レ令、嫡子唯得_二貢用_一、庶子不_レ合。

続日本紀、卷四、和銅元年四月

「不合」で文を終える例がある。庶子に適用しないというのであろう。新日本古典文学大系の校訂では、「合すまからず」と読み下している。「合」は「応・当」に通じ、日本でも「ベシ」と訓まれることが多い。

其田租者、每_二一戸_一、以_二冊束_一為_レ限、不_レ合_二加減_一。

続日本紀、卷十七、天平十九年五月

勅曰、国以_レ君為_レ主、君以_レ儲為_レ固。是以……曾不_レ合_レ憂。

続日本紀、卷二十、天平宝字元年四月

「不合憂」は動詞の「合」である。

計六本也、文句欠缺、首尾不合、

圓珍書状 元慶六年七月十五日

このような例を重ねるとき、『宇津保物語』に見るごとく貧乏の意が発生する道筋が見えてくるであろう。しかし、今は調査不十分で、この道筋を豊富な用例で跡づけるに至らない。ただ、見通しとしては、成り立つと考える。

「合」を「カナフ」と訓ずることもあつた。「不合」が順調な推移進展のできないばあいに使用されることは、挙例のものにもあつた。平安時代も下つた例を挙げる。

謹言、夜部自或殿原下給除目、為_レ経御覽、謹以奉入、御所望相叶之由、為_レ悦無_二、自之榮爵オノノサカシ事追年_二不合_一、是則難

及人力、定知天運未來也

高山寺本 古往来、第九狀

これは新日本文学大系『古本説話集』の脚注に引用された句の長文である。「不合」を「カナハズ」とよみ、その意で使用されたことがわかる。

更に下ると、『宇治拾遺物語』より後の説話集にこの語を見ず、「不合ガフ不和合義」（広本節用）、「Fugon合ワズ。一致しないこと」（日葡辞書（邦訳による）などにも、本稿で採り上げた中世前半の用法の「不合」の俤はない。

中国の「不合」はどうであろうか。『大漢和辞典』に「②なすまじきこと。不都合。」「漢語大詞典」に「③不應當、不該。」という意義説明と用例が挙がっている。また、

「不合」：…してはならぬ、という普通の意味とは別に、すべきではないことをしてしまったという意味の場合があり、その場合は「ふとどきにも」「けしからぬことに」という意の副詞として読んだ方がよい。宋以後の法制文書にもこの例が多い。

『禅語辞典』入矢義高監修、古賀英彦編著
この注目すべき説明がある。中国語史の「不合」は独自の変化があったようで、副詞の性質を濃くして行つたようである。日本語史では、名詞、形容動詞として、述語性の濃い方向に偏つた用法があつた。意味も、中国語の禁止へ動いたのと異なり、日本語では、貧窮の方へ偏つて行つた。

もとは漢語であるが、この変化の方向が日本独自で、中世で頻用され（庶民の言語には至らなかつた）、やがて消える。この意味で和製漢語とも言えるであろう。

補記 本稿の成るについで、橋本行洋氏に多大の教示を得た。記して謝意を表したい。なお、否定の「不合」は漢籍に数多いが、挙例を略した。